

令和8年度

当別町再生可能エネルギー設備導入推進事業補助金

ZEH・ZEH+

(個人向け)

申請の手引き

この補助金は、みなさんと力を合わせ、二酸化炭素の排出量削減に取り組む補助金となります。



申請期間

令和8年(2026)6月1日(月) ~ 11月30日(月)

お問い合わせ・申請書類等提出先

〒061-0292 当別町白樺町58番地9

当別町役場 経済部ゼロカーボン推進室ゼロカーボン推進係

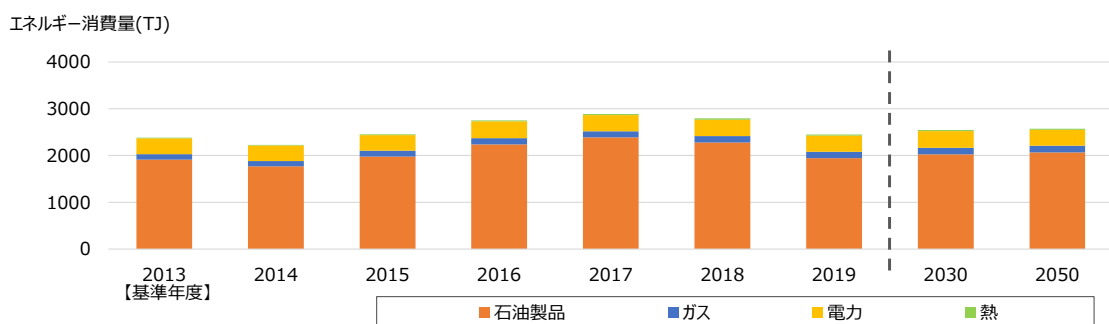
お問い合わせ(電話): 0133-27-5089 0133-27-5382

平日午前9時から午後5時 メール等での受付は行っておりません。

1. 事業の目的

当別町は、2050年ゼロカーボンを目指しています。
2023年には、木材や地中熱など町の地域資源・特性を活かした二酸化炭素排出量の削減の取り組みが評価され、環境省の「脱炭素重点対策実施地域」に認定されました。本事業は、その功績から環境省より交付される「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用するものです。

当別町で使用されているエネルギーの多くが、灯油やガソリンなどの石油製品に依存しています。特に冬季の暖房では灯油の使用割合が高く、二酸化炭素排出量の削減が大きな課題となっています。



そのため、灯油ストーブや灯油ボイラーを、寒冷地エアコンなどの高効率なヒートポンプ機器へ転換し、さらにその電力を太陽光発電などの再生可能エネルギーで賄うことで、二酸化炭素排出量を削減していくことが本事業の趣旨となります。

2. 補助金制度の全体

ZEH (Nearly ZEH、ZEH Oriented も含む) : 55 万円

ZEH+ : 100 万円

3. 補助対象者

- 当別町の住民基本台帳に記録されている方、又は当別町に居住する予定の方
※申請時に当別町外の住民基本台帳に記録されている方は、実績報告書提出時まで
当別町に転入する方
- 当別町内に新しく一般住宅を建てる個人の方、又は新築戸建て建売住宅（まだ誰も住んでいない家）を買う予定の個人の方
- 当別町の税金等を滞納していないこと
※申請時に当別町外の住民基本台帳に記録されている方は、現に住民基本台帳に記録されている市区町村の租税等を滞納していないこと
- 当別町暴力団排除の推進に関する条例（平成27年当別町条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと

【補助対象者に関するQ&A】

Q：2年経過した建売住宅を購入しますが、対象になりますか？

A：なりません。「新築」住宅であることが条件です。

※新築とは、建設工事が完了し、行政の検査をクリアした日から起算して1年以内で、誰も居住していない住宅を指します。具体的には、建設工事の完了日が検査済証に記載された日付であり、その日から1年以内であれば新築として認められます。また、一度でも人が住んだことがある場合は新築とは見なされません。

※その他、Q&Aにも注意事項を記載しておりますので、ご確認ください。

4. 補助要件

(1) ZEHの対象となる家の要件は、次の表のとおり。

家の要件	詳細内容	申請・実績報告書類との関連 (詳細は各ページ)
住むための家であること	申請者が常時、居住する住宅であること。	<input type="checkbox"/> 住民票
ZEH、ZEH+の定義、基準を満たすこと ※1 ※2	「断熱性能が高く、省エネ設備を使い、太陽光発電でエネルギーをつくることで、使うエネルギーを大幅に減らした家」のこと。	<input type="checkbox"/> ZEH、ZEH+であることを示す証書
断熱性能が高いこと (外皮性能)	外皮性能(UA値) 0.40以下の断熱性能(当別町の地域) (寒さに強い家であることを示す数値)	<input type="checkbox"/> 外皮性能を示す書類
省エネ性能が高いこと (エネルギー消費量) ※1 ※2 ※3 ※4	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電を除いた状態で、設計一次エネルギー消費量は、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。 太陽光発電を含め、設計一次エネルギー消費量は、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること(実質ゼロ以上)。 	<input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量の計算書
太陽光発電設備など (再エネ設備など)を設置すること ※4	売電する場合は 余剰売電方式のみ(全量売電は不可)	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の導入を示す書類

(2) ZEH+の対象となる家の要件は、上記(1)の要件をすべて満たすことに加え、次の表のとおり。

家の要件	詳細内容	申請・実績報告書類との関連 (詳細は各ページ)
ZEHより高い省エネ性能 (エネルギー消費量) ※3	設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から30%以上削減されていること。	□ 一次エネルギー消費量の計算書
次のいずれか2つを満たすこと ①ZEHより高い断熱性能 ②HEMS(ヘムス)の導入 ③電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHEV)と連携できる設備	左記① 外皮性能(UA値) 0.28以下。 左記② 太陽光発電の発電量などを見ながら、暖房・冷房・給湯などを自動で効率よく制御できる仕組みのもの。 左記③ ・太陽光発電で発電した電気を車に充電できる設備。 ・車と家の間で電気をやり取りできる設備(車の駐車場所が敷地内に必要)。 ※ 電気自動車又はPHEV車の保管場所を申請する住宅の敷地内に設ける必要がある。	□ 外皮性能を示す書類 □ 設置状況を示す写真、書類等

(3) その他の要件(ZEH、ZEH+共通)

- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領(令和5年1月13日環地域事発第2301131号)の重点対策加速化事業の交付要件を満たすこと。

※1 Nearly ZEH の場合

設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 75%以上削減されていること。

※2 ZEH Oriented の場合

設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。また、次の①と②の要件を満たすか、又は③の要件を満たすこと。

- ①北側斜線制限（2階建以上の住宅に影響が生じる場合）の対象となる用途地域等であること
- ②敷地面積が 85 m²未満である土地に建築される住宅（平屋建ての場合を除く）
- ③多雪地域（垂直積雪量 100cm 以上）に建築される住宅

※3 エネルギー計算について

建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）」に準拠するものとする。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。

※4 太陽光発電設備（再エネ設備）の設置について

再エネ等を加えて 100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算について、売電分の創エネルギーを計算に含むこと

5. 補助対象経費、補助額

ZEH（Nearly ZEH、ZEH Oriented も含む）、ZEH+

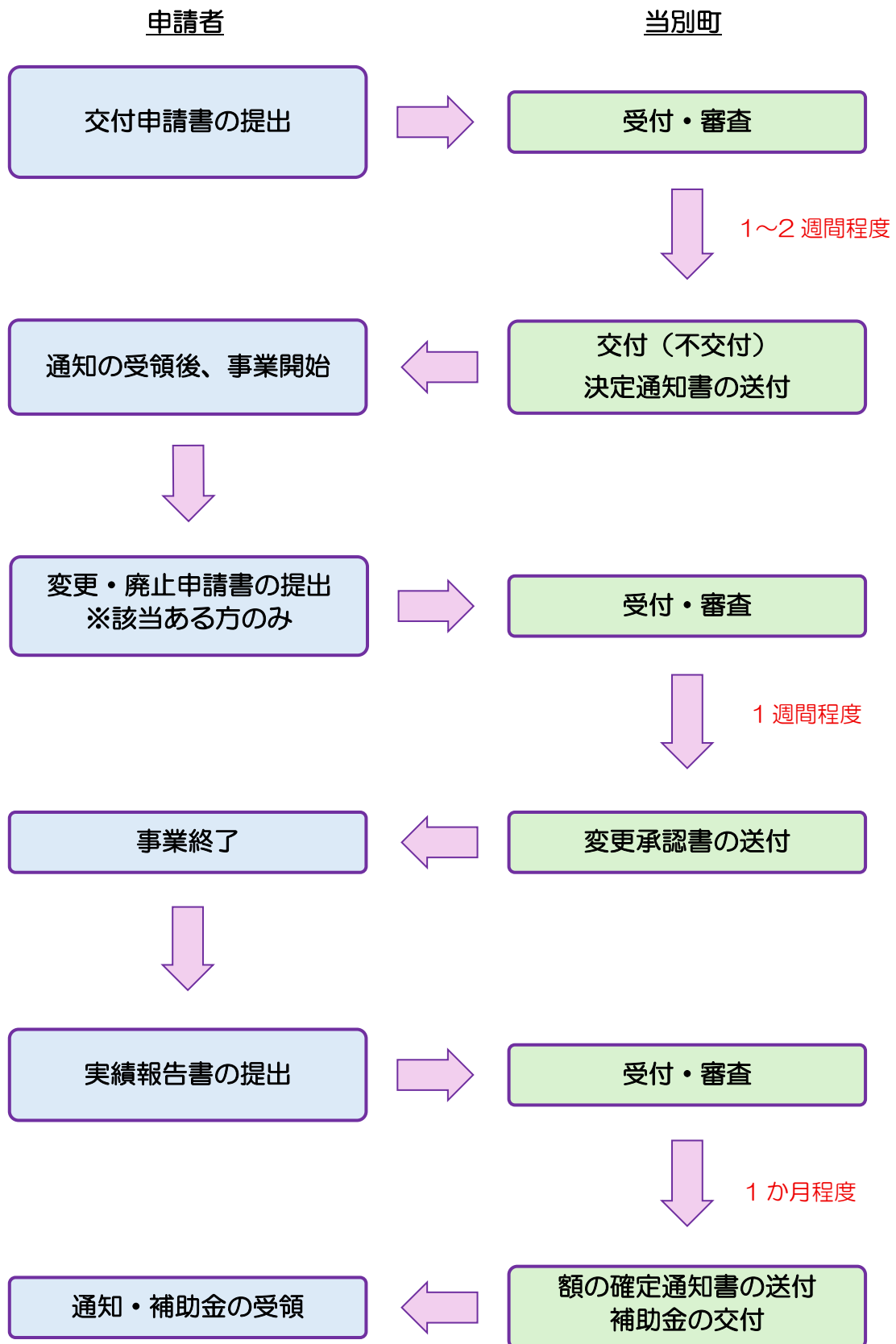
<補助対象経費>

高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備、照明設備に係る合計金額

<補助額>

- 【ZEH】 55万円/戸
- 【ZEH+】 100万円/戸

6. 手続きの流れ



6-1. 交付申請（窓口持込のみ可）について

- 受付期間は、令和8年6月1日（月）～11月30日（月）となります。
 受付時間 平日午前9時から午後5時
 受付場所 当別町役場3階 経済部ゼロカーボン推進室窓口（西当別支所は不可）
※郵送・メール等での提出は受け付けできません。
 ※提出書類の不備がないものから受理するため、受付順が前後する可能性があります。
- 先着順に受付し、予算に達し次第終了します。予算に達した場合、その日に受理した申請者の中で抽選を行います。
- 審査には1～2週間程度かかりますので、ご了承ください。
 ※申請状況等によっては、更に日にちをいただく場合があります。
- 審査完了後、申請者へ補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）を通知します。
- 事業着手（契約、購入、発注行為）は、交付決定通知書を受領後に実施してください。
 ※交付決定は、補助金の交付ではありません。実績報告の審査完了後に額を確定し、補助金を申請者へ交付する手続きを行います。

【提出書類】

書類名	様式	留意事項
補助金交付申請書	様式第1号	氏名欄は自署
誓約書	様式第2号	氏名欄は自署
見積書等の写し	任意	申請者名義入り 費用の内訳が確認できるもの
仕様書等の写し	任意	高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備、照明設備等の仕様が分かるもの
設備の設置位置がわかる図面	任意	手書き可
町税等の滞納がないことが確認できる書類（完納証明書）	町が発行する様式	転入して1年経過しておらず取得できない場合は、提出不要
住民票 ※	町が発行する様式	発行後3か月以内の申請者本人の住民票

※ 3か月以内に転居してきた場合、申請時は当別町外に住民票がある場合は、実績報告時まで提出してください。提出できない場合は、補助金の交付はできません。

【提出書類（続き）】

書類名	様式	留意事項
ZEH、ZEH+であることを示す証書	任意	BELS評価書
外皮性能（UA値）を示す書類	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・外皮計算書（外皮性能計算書） ・設計者（建築士）による UA値計算結果 ※BELS評価書に含まれる場合は別途不要
一次エネルギー消費量の計算書（BEI計算書）	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・一次エネルギー消費量計算書（BEI計算書） ・設計者が作成したエネルギー計算結果（住宅省エネ計算書） ※BELS評価書に含まれる場合は別途不要

6-2. 変更・廃止申請について（事業実施期間中の各種届出の提出）

- ・当初の申請内容に変更が生じる場合は、事実の判明時点で速やかにゼロカーボン推進係までご連絡ください。
- ・変更（廃止）交付申請書（第5号様式）及び変更内容に応じて変更後の資料・費用、内訳・図面等をゼロカーボン推進係に提出してください。

受付時間（窓口持込・郵送提出） 平日午前9時から午後5時
※メール等での提出は受け付けできません。

- ・軽微な変更については、本申請書の提出が不要の場合もありますので、個別にご相談ください。
- ・変更承認後は、変更後の内容で実績報告を行ってください。

【提出書類】

書類名	様式	留意事項
補助金変更・廃止申請書	様式第5号	氏名欄は自署
変更後の内容が確認できる書類	任意	

6-3. 実績報告について

- 設備の設置が完了した日から30日以内又は令和9年1月29日（金）のいずれか早い日までに以下の書類をゼロカーボン推進係に提出してください。

【受付時間】

窓口持込 平日午前9時から午後5時

郵送提出 上記提出期日の午後5時必着

※メール等での提出は受け付けできません。

※やむを得ない理由を除き、提出期日に大きく遅れた場合、支払手続きの関係で補助金の交付ができなくなる可能性があります。

- 実績報告による提出書類を審査した後、不備等がなければ補助金交付額確定通知書（様式第8号）を送付し、申請者が指定した金融機関の口座に補助金を振り込みます。

【提出書類】

書類名	様式	留意事項
補助金実績報告書	様式第7号	氏名欄は自署
対象設備の設置に伴う領収書の写し	任意	申請者が支払いし、設置事業者が領収したことが確認できるもの
対象設備の設置に伴う工事内訳書の写し	任意	納品書、請求書等 設置したもの、工事の内容などの 明細がわかるもの
対象設備の保証書の写し	任意	設置した工事事業者と申請者の記載があり、保証開始日が明記されているもの
振込先口座が確認できる申請者本人の書類の写し	任意	
住民票	町が発行する様式	申請時に提出していない個人の方
登記簿謄本	法務局等で発行する様式	新築戸建住宅又は新築戸建建売住宅に係る証明書類

【提出書類の続き】

書類名	様式	備考
<p>設置状況を示す写真、書類等</p> <p><ZEH></p> <p>①家全体の写真</p> <p>②高断熱外皮設備の写真</p> <p>③空調設備の写真</p> <p>④給湯設備の写真</p> <p>⑤換気設備の写真</p> <p>⑥照明設備の写真</p> <p>⑦太陽光発電設備の写真 (再エネ設備等)</p> <p><ZEH+></p> <p>⑧上記ZEH①～⑦の設備の写真</p> <p>⑨HEMS (選択の場合) の写真</p> <p>⑩電気自動車 (又はPHEV) 及び充放電設備 (選択の場合) の写真、書類等</p>	<p>任意</p>	<p><ZEH></p> <p>各設備の本体写真と品番写真、再エネ発電設備の写真</p> <p><ZEH+></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ZEHの要件の写真 ・HEMSの要件を選択する方 設置後の写真 ・電気自動車 (又はPHEV) の充放電設備 の設置要件を選択する方は、自動車と充電 可能がわかる充電設備の写真、又は自動車 と住宅間で充放電可能であることがわかる 充放電設備の写真 ・電気自動車 (又はPHEV) を購入したこ とがわかる証明書

7. 補助金交付後について

7-1. 定期報告について

環境省への実績値の報告等を目的として、設置した設備等の稼働状況やエネルギー使用量等、町へのデータ等の提供を行っていただきます。

7-2. 財産処分の制限について

町の承認なく、補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保に供し、または取り壊すことはできません。

7-3. 補助金の返還等について

- 引越等でやむを得ず途中で補助対象設備を処分する場合は、事前に町長の承認を受けていただきます。報告理由により、補助金を返還していただく可能性もあります。
- 虚偽の申請や報告を行った場合、町が求めるデータ等の提供の協力について拒否する等の場合は、補助金を全額返還していただきますので、ご注意ください。

8. その他

Q&A集に注意事項を記載しています。必ずご確認ください。

令和8年度
当別町再生可能エネルギー設備導入推進事業補助金
ZEH・ZEH+

Q&A

1 事業の目的

Q：補助事業（補助金）の目的は何ですか？

A：皆さんがご使用の化石燃料由来の製品を少ないエネルギーで大きな性能を発揮するヒートポンプ機器に転換すること、その電力を自分たちで賄うよう再生可能エネルギーを活用することで、地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素の排出の抑え、ゼロカーボンに向けて皆さんと一緒に取り組むことが目的です。

そのため、補助金を活用し設備を導入したことで、どのくらい省エネルギーに繋がったか、二酸化炭素排出量削減になったかといったデータの提供にご協力いただきます。

当別町に常時居住しない（別荘などによる一時的な住まい）、故障等による製品の買い替え、夏場の暑さ対策など、単なる設備導入の補助を目的としたものではないことに、ご留意ください。

3 補助対象者

Q：「一般住宅」とは、どのような建物が該当しますか？

A：一般住宅とは、「個人が常時居住する住宅であり、かつ、居住のみを目的として建築された専用住宅」となります。店舗と住宅が併設された建物は「事業者対象」となります（純粹に住宅のみに導入する場合は「一般住宅対象」となります）。

Q：2年経過した建売住宅を購入しますが、対象になりますか？

A：なりません。「新築」住宅であることが条件です。

※新築とは、建設工事が完了し、行政の検査をクリアした日から起算して1年以内で、誰も居住していない住宅を指します。具体的には、建設工事の完了日が検査済証に記載された日付であり、その日から1年以内であれば新築として認められます。また、一度でも人が住んだことがある場合は新築とは見なされません。

4 補助要件

Q：ZEH+の要件で、「電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHEV）と連携できる設備」とありますが、車の購入は必須要件ですか？

A：補助金を交付時までには求めませんが、交付後1年以内に購入していただく必要があります。

Q：ZEH、ZEH+を導入後のデータ提供はどのようなものが求められますか？

A：年間一次エネルギー消費量の実績データ等が情報提供の対象となります。

6 手続きの流れ（交付申請・変更申請・実績報告）

＜交付申請前・交付申請時＞

Q：他の補助金との併用は可能ですか？

A：同一設備において、国の補助金を併用することはできません。

※ 例外もあるため、ご相談ください。

Q：見積りをとる事業者に指定はありますか？

A：指定はありません。

Q：申請前に対象設備の契約等（購入や工事等含む）を行ってもよいですか？

A：役場からの交付決定前に契約等が完了している場合は対象外となります。交付決定後に行ってください。

Q：申請前に設備の設置工事が終わっている場合は対象になりますか？

A：役場からの交付決定前に工事が完了している場合は対象外となります。交付決定後に行ってください。

Q：交付申請及び変更申請は、FAX や電子メールでも提出できますか？

A：FAX や電子メールでは提出できません。提出方法は窓口を持参又は郵送のみとなります。実績報告のみ郵送も可能とします。

Q：申請は何度でもできますか？

A：同一設備の場合はできません。なるべく多くの方に活用していただきたいと考えております。

Q：交付申請は、FAX や電子メールでも提出できますか？

A：FAX や電子メールでは提出できません。

Q：郵送で申請書類を提出できますか？

A：できません。令和8年度はすべての設備を先着順としているため、公平性の観点から郵送の受付はいたしません。

Q：設置位置がわかる図面とは何ですか。

A：家の間取りがあり、その中で設備を設置する場所を明記してもらう図になります。家の設計図、手書きの図でも結構ですので、提出をお願いします。

Q：申請者の名前は、誰でもよいですか？

A：設備を設置する住宅を所有している方の名前で申請してください。誓約書、見積り書の写し等、提出書類の名義は統一してください。

Q：消費税は補助対象経費に含まれますか？

A：含まれます。ただし、簡易課税事業者は、本事業を含む経理処理をした消費税の申告後、速やかに消費税の確定申告書の提出をお願い致します。免税事業者は、本事業を含む経理処理をした消費税の申告時免税事業者であることが証明できる書類のご提出をお願い致します。

また、消費税の課税方式が本則課税の場合は、消費税は補助対象経費に含まれません。税抜き額で申請を行ってください。

<変更・廃止申請時>

Q：連絡が必要になるのは、どんな時ですか？

A：以下の①～⑥の通りになります。

- ①交付決定後、設置する前に金額が変更になった（金額が下がった場合）
- ②設備を設置した結果、金額が変更になった（金額が下がった場合）
- ③着手予定日、完了予定日が変更になった
- ④設備が変わった（型式、メーカー、サイズ等）
- ⑤事業をやめた

Q：変更申請は、FAX や電子メールでも提出できますか？

A：FAX や電子メールでは提出できません。交付申請時と違い、窓口持込に加え、郵送でも提出可能です。

<実績報告時>

Q：実績報告は、FAX や電子メールでも提出できますか？

A：FAX や電子メールでは提出できません。変更申請時と同じく、窓口持込、郵送提出のいずれでも提出可能です。

7 補助金交付後

Q：一般町民（個人事業主ではない）が重点対策加速化事業で補助金を受けた際には、確定申告は必要ですか？

A：補助金交付金額と他の一時所得を含めた金額が50万円を超える場合には、確定申告が必要です。ただし、確定申告をする際に『国庫補助金等の総収入金不算入に関する明細書』を提出する事により補助金交付金額は課税対象外となります。

また、住宅購入の場合は、交付を受けた住宅について住宅ローン減税の適用を受ける場合、補助金の額は住宅の取得対価から控除されます。